

令和6年5月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、3件
(うちヘアドライヤー1件、電気ストーブ(カーボンヒーター)1件、
電気ストーブ(パネルヒーター)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、8件
製品起因か否かが特定できていない事故
(うち接続ケーブル(太陽光発電システム用)1件、
食器洗い乾燥機1件、エアコン2件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、
脚立(アルミニウム合金製)1件、瞬間接着剤1件、コンセント1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202200202、A202200290、A202200539を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：土屋、別所、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

URL：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202200202	令和4年6月9日	令和4年6月20日	ヘアドライヤー	KCD-H10N	小泉成器株式会社 (輸入事業者)	火災	宿泊施設で当該製品の電源プラグ及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の電源プラグ栓と、当該製品の収納ボックス内部に設置されていたコンセントの刃受金具との間で接触不良を生じて焼損したものと考えられるが、接続部の焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	東京都	令和4年6月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200539	令和4年10月6日	令和4年10月12日	電気ストーブ(パネルヒーター)	CNS-300UJ	日本スティーベル株式会社 (輸入事業者)	火災	施設で当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、シーズヒーターのアルミフィンが大きく変形したことで、ヒーター管が放熱できず異常発熱したため、焼損に至ったものと推定されるが、アルミフィンの変形した原因の特定には至らなかった。	北海道	令和4年10月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300290	令和5年6月9日	令和5年7月6日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	HCB-900	株式会社山善 (輸入事業者)	火災	当該製品をコンセントに接続していたところ、周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、電源スイッチの不具合により、接触不良が生じて異常発熱し、樹脂製スイッチカムが溶融して接点を開くことができなくなったため、スイッチ「切」の状態でも通電し、事故に至ったものと推定される。	神奈川県	令和5年7月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400160	令和6年5月4日	令和6年5月23日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202400161	令和6年5月10日	令和6年5月23日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202400162	令和6年5月7日	令和6年5月23日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202400163	令和6年5月15日	令和6年5月23日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	異音とともに発煙が生じる火災が発生し、当該製品の内部部品が焼損した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202400164	令和6年5月7日	令和6年5月24日	脚立(アルミニウム合金製)	重傷1名	作業場で当該製品を使用中、脚部が曲がり、転落、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202400165	令和6年3月21日	令和6年5月24日	瞬間接着剤	重傷1名	当該製品を使用中、手指が接着し、皮膚炎を発症した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月16日
A202400166	令和6年2月29日	令和6年5月24日	コンセント	火災	当該製品に電器製品を接続して使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鳥取県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月15日
A202400167	令和6年5月14日	令和6年5月24日	エアコン	火災	飲食店でブレーカーが作動したため、ブレーカーを入れ直したところ、当該製品から火花が生じ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から10年以上経過した製品

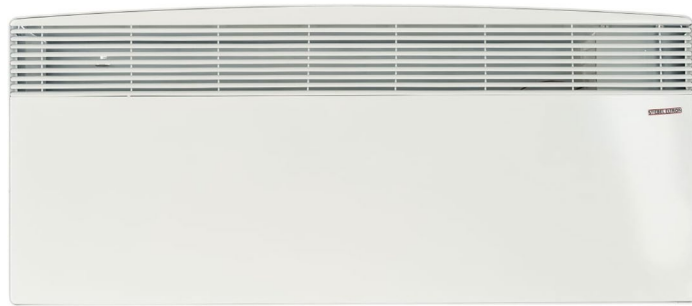
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ヘアドライヤー（管理番号：A202200202）



電気ストーブ（パネルヒーター）（管理番号：A202200539）



電気ストーブ（カーボンヒーター）（管理番号：A202300290）

